

石狩市就学援助事務の手引き

石狩市公立小中学校事務職員協議会

石 狩 市 教 育 委 員 会 編

石狩市就学援助事務の手引き

目 次

1	就学援助の支給対象者	1 頁
2	要保護者及び準要保護者の認定基準	1 頁
3	就学援助費の支給額	1 頁
4	就学援助の対象費目一覧	2 頁
5	就学援助の対象費目の概要	3～5 頁
6	就学援助の周知方法	5 頁
7	申請書の提出	5 頁
8	認定・否認定の決定及び通知	6 頁
9	就学援助費の支給方法	6 頁
参考	就学援助業務年間の流れ	7 頁
	記入例	8～22 頁

1 就学援助の支給対象者（石狩市要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱（以下、「要綱」と記載）第2条）

就学援助をうけることができる者は、市内の小中学校に通学する児童生徒のうち、石狩市教育委員会が要保護又は準要保護児童生徒として認定した者の保護者です。ただし、要保護者については、一部の費目を除き援助対象としていません。

【生活保護法第6条第2項】

この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

2 要保護者及び準要保護者の認定基準（要綱第5条）

(1) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 準要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者で、前年又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者。

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法（第295条第1項）に基づく市町村民税の非課税
- ウ 地方税法（第323条）に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法（第72条の62）に基づく個人事業税の減免
- オ 地方税法（第367条）に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法（第89条及び第90条）に基づく国民年金保険料の減免
- キ 国民健康保険法（第77条）に基づく国民健康保険料の減免または徴収の猶予又は地方税法（第717条）に基づく国民健康保険税の減免
- ク 児童扶養手当法（第4条）に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 北海道社会福祉協議会の世帯更生資金の貸付を受けている
- コ 上記ア～ケ以外の者で、前年収入が別に定める生活保護基準額（年額）の1.4倍以下の者

就学援助認定の収入基準（モデル世帯）（4月1日現在の年齢）

		2人	3人		4人		5人
世帯構成		母(32歳)	父(35歳)	父(38歳)	父(36歳)	父(40歳)	父(42歳)
		子(小1)	母(33歳)	母(36歳)	母(34歳)	母(36歳)	母(38歳)
			子(小3)	子(中1)	子(小4)	子(中1)	子(中3)
					子(4歳)	子(小5)	子(小6)
							子(5歳)
基準	持ち家	約280万円	約314万円	約329万円	約357万円	約394万円	約442万円
予定額	それ以外	約293万円	約327万円	約343万円	約371万円	約408万円	約455万円

※基準予定額が改定される場合や年齢等の諸条件によって増減しますので、一つの目安として利用して下さい。

3 就学援助の支給額（要綱第4条）

就学援助の支給額は、毎年度、市の予算の範囲内で石狩市教育委員会が定めた額とします。（文部科学省で定める要保護児童生徒援助費補助金予算額を基に決定）

4 就学援助の対象費目等一覧

対象経費	小中区分		支給対象認定区分		対象学年	支給時期	備考	
	小学校 義務教育学校の前期 課程を含む	中学校 義務教育学校の後期 課程を含む	要保護	準要保護				
学用品費	11,630円	22,730円	○	○	全員	6月末	月割り（認定期間）	
通学用品費（第1学年を除く）	2,270円	2,270円			小1・中1以外	6月末	月割り（認定期間）	
新入学児童生徒学用品費等	54,060円	60,000円			小1・中1	6月末	4月認定者のみ	
P T A会費	2,000円	2,200円			全員	6月末	月割り（認定期間）	
生徒会費	—	1,000円			全員	6月末	月割り（認定期間）	
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,600円（上限額）	2,310円（上限額）			全員	3月末	実施日以前の認定者を対象	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	3,690円（上限額）	6,210円（上限額）			全員	3月末	実施日以前の認定者を対象	
修学旅行費	22,690円（上限額）	60,910円（上限額）			○	小6・中3	実施後概ね2か月以内	実施日以前の認定者を対象
体育実技用具費	26,500円（現物支給）	38,030円（現物支給）			○	小1・小4・中1	11月末（引換券）	11月末までの認定者を対象
クラブ活動費	—	7,400円（上限額）			○	全員	3月末	認定日以降の負担額を対象
管理指導表文書料	実費	実費			○	全員	随時	認定日以降
医療費	実費	実費			○	全員	随時	認定日以降
卒業アルバム代等	11,000円（上限額）	8,800円（上限額）			○	小6・中3	3月末	認定日以降の負担額を対象
オンライン学習通信費	14,000円（世帯単位）	14,000円（世帯単位）			○	全員	3月末	月割り（認定期間又はネットワーク疎通期間）
給食費	実費	実費	○	全員	※免除※	認定日以降		
日本スポーツ振興センター共済掛金	実費	実費	○	全員	※免除※	5月1日認定者		

5 就学援助の対象費目の概要

(1) 学用品費（全員）

対象となる経費の範囲は、児童等が教育課程上通常必要とする学用品の購入費の額とします。

学用品には、ノート、筆記用具等のほか次のようなものが含まれます。

- ① 副教材、副読本、練習帳、辞書類、体育用ズック靴等
- ② 実験・実習用の材料、作業衣等
- ③ ①～②について、パソコンソフト等のIT関連の学用品購入についても対象とします。

(2) 通学用品費（小学校・中学校とも第1学年を除く学年）

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴・雨傘・雨靴・帽子等）

(3) 新入学児童生徒学用品費等（小学校1年・中学校1年）

新入学児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品です。（ランドセル・カバン・通学用服・通学用靴・雨傘・雨靴・上履き・帽子等）

※前倒し支給について（支給時期：2月中旬）

【小学校】

10月に市教委より対象となる**新入学予定児童**の保護者に「（新入学児童生徒学用品費）受給申請書」が配付されます。前倒し支給を希望する家庭は11月末までに申請をする必要があります。市内小学校に入学することが明らかな場合で、認定されると前倒し支給されます。

【中学校】

2月1日現在に認定となっている、市内中学校に進学することが明らかな小学校6年生が対象です。

(4) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

ア 児童・生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち宿泊を伴わないものに参加するために必要な交通費及び見学料です。（リフト代は含まれません）。

したがって、学校外の活動であっても学校行事に含まれないものは、支給の対象となりません。ただし、学校行事として行う芸術鑑賞は学校内でも対象となります。

- ・交通費・・・貸切バス、交通機関等
- ・見学料・・・水族館等の入館料及び観覧料

イ 学校長は、**全学年の校外活動終了後、2月中に**校外活動事業報告書（第13号様式）を提出するよう願います。

(5) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

ア 児童・生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）のうち宿泊を伴うものに参加するために必要な交通費及び見学料。（宿泊費は除く）。班行動についても内容がわかれば個別で対応可能です。なお、校外活動費（宿泊を伴うもの）の援助は学年を通じて1回を限度としています。

イ 学校長は、**全学年の校外活動終了後、2月中に**校外活動事業報告書（第12号様式）を提出するよう願います。

(6) 修学旅行費（小学校6年生、中学校3年生）

修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、及び均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費、旅行取り扱い料です。

ア 交通費

学校から修学旅行の目的地までの往復のバス賃（駐車料及び高速道路の使用料も含む）・鉄道賃・船賃（遊覧船を除く）等の交通機関を利用する交通費の実費です。

なお、修学旅行の一環として、修学旅行に参加した児童生徒全員が、自転車を借り上げ、交通機関の利用に替えた場合の自転車の借用料は、交通費と考えて支給できます。

イ 宿泊料

- (ア) 宿泊料
- (イ) 宿泊にあたり旅館から一定の割合で請求されるサービス料
- (ウ) 旅行時の昼食代及び車（船）中泊の場合の食事代（おやつ代を除く）
- (エ) 船中宿泊に当たり児童生徒全員が利用することとなる毛布等の寝具の借上げ料

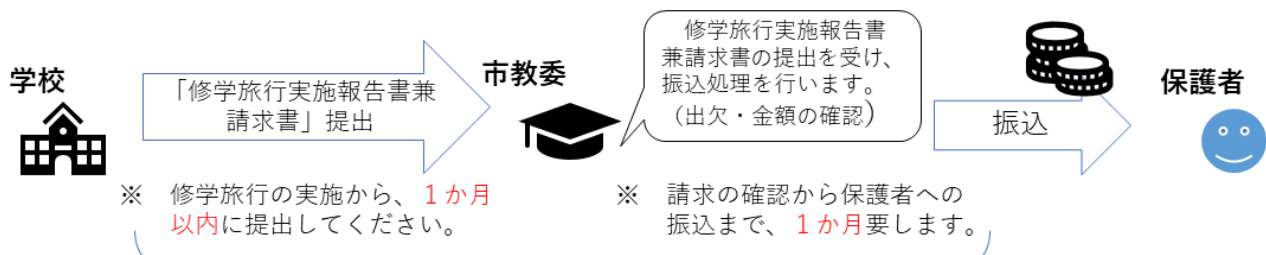
ウ 見学科

- (ア) ガイド料・植物園等の入園料及び観覧料
- (イ) 観光バス・遊覧船等の乗車船料
- (ウ) 修学旅行の見学にあたり必要なしおり代（修学旅行の資料として学校で作成するしおり代は除く）に係る経費

エ 次に掲げる経費は補助対象になりません。

- (ア) 自由行動中に係る経費及び旅行に最低限必要とされるもの以外の経費

オ 学校長は、修学旅行実施後1ヶ月以内に修学旅行実施報告書（第10号様式）を提出するよう願います。



- ・修学旅行実施から保護者への入金まで、2か月要することになります。
- ・保護者へは修学旅行の実施から2～3か月の振込と周知していますが、**実施後は早急に**「修学旅行実施報告書兼請求書」を提出いただきますようご協力をお願いいたします。

(7) 体育実技用具費

スキー学習を行う小学校1・4年生、中学校1年生に『スキー用具引換券』（スキー板、ストック、金具、スキー靴、スキー袋）を交付します。

(8) 通学費（現状の校区の設定状況下においては、支給を想定していません。）

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあつては4 km 以上、生徒にあつては6 km 以上）を支給します。

(9) 学校給食費

石狩市学校給食センターが実施する給食で、学校給食費として徴収される実費を免除します。

(10) 医療費

学校保健安全法施行令第8条で定める疾病にかかる治療費

- ア トラコーマ及び結膜炎
- イ 白せん・かいせん及びのうか疹
- ウ 中耳炎
- エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- オ う歯
- カ 寄生虫病

なお、原則として「子ども医療費の助成」に優先して適用するものです。

(11) アレルギー疾患に係る「管理指導表」文書料

アレルギー疾患に係る管理指導表の文書料については、教育委員会への申請が必要です。その際、医療機関から受けた管理指導表、その領収書、印鑑及び通帳等の振込先がわかるものを、教育委員会へ持参します。

(12) P T A会費

P T A会費として学校へ支払う費用を給付（定額。認定日より月割りとなります。）

(13) 生徒会費（中学校のみ）

生徒会費として学校へ支払う費用を給付（定額。認定日より月割りとなります。）

(14) クラブ活動費（中学校のみ）

学校（各クラブ）がクラブの活動や運営のために、部員全員から一律に徴収した、または部員全員が支払った経費を給付（上限額あり）。

なお、クラブ活動のためであっても、部員個人が支出した経費等は対象とはなりません。

(15) 卒業アルバム代等（小学校6年生 中学校3年生 厚田学園は9年生）

児童生徒の卒業時に係わる費用のうち、卒業アルバム及び卒業記念写真の購入に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費（USB メモリやDVD 等の記録媒体を含みます。 上限額があります。）

(16) オンライン学習通信費

学校とのネットワーク疎通が確認された世帯へ給付（認定日より月割り、疎通の確認が取れなかった月は減額となります。）

疎通確認の有無については、毎月末の児童生徒数の報告（月末報告）において把握することとなりますので、確実に報告願います。

6 就学援助の周知方法

- (1) 毎年2月広報にて「就学援助のお知らせ」を掲載します。
- (2) 学校を通じ全児童生徒に「就学援助費受給申請書」及び「お知らせ」を配付します。
 - ア 既に在学している学年（中学校新1年を含む）については、1月下旬に配付します。
 - イ 小学校新1年生については、市教委で入学通知書とあわせて送付します。

7 申請書の提出（要綱第7条）

- (1) 年度当初の申請
 - ア 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、教育委員会が定める日までに「就学援助受給申請書（第1号様式）」（以下申請書という）を在学する学校長に提出します。ただし、小学校新1年生については入学説明会（1日体験入学）までに提出するよう、お願いします。
 - イ 小中学校にそれぞれ児童生徒のいる世帯については、小学校に申請書を提出するものとします。
 - ウ 学校長は申請書についてとりまとめの上、学校に提出のあった児童生徒の名簿（様式は任意）を添付し、教育委員会に提出するよう願います。
- (2) 年度途中の申請
他市町村からの転入学、もしくは生活保護の廃止、災害等により年度の途中で就学援助を必要とする場合は、その都度上記（1）に準じて取り扱うことができます。
- (3) 年度途中の転校
認定者が年度途中で転校する際、**転校することが確定となったら随時**、学校長は要保護及び準要保護児童生徒異動報告書（第8号様式）を提出するよう願います。
市内転校の場合は、転校先の学校へ市教委から「児童生徒の転校について」の通知を送付します。

～児童生徒の年度途中の住所異動があった場合～

転入
(市外→石狩)

- ・保護者へ就学通知書を発行する際に、市教委窓口にて就学援助制度の案内。
- ・申請書の提出があれば審査及び決定。

転出
(石狩→市外)

- ・「要保護及び準要保護児童生徒異動報告書」の提出をお願いします。
- ・この報告を受け、該当児童生徒の就学援助資格を廃止します。

転居
(市内転校)

- ・「要保護及び準要保護児童生徒異動報告書」の提出をお願いします。
- ・この報告を受け、市教委より、転校先学校へ「該当児童生徒の転校について」の通知を送付します。（保護者が申請書を提出しなす必要はなし）

※ その他、結婚や離婚、世帯主の死亡等、世帯状況が変更となる場合は改めて**申請書の提出が必要です。**

8 認定・否認定の決定及び通知（要綱第8条）

- (1) 教育委員会は、「申請書」の理由に係る調査を行い、その状況を確認及び審査し、5月中旬までに認定・否認定を決定します。
- (2) 就学援助の認定・否認定について教育委員会は、学校長に対しては「就学援助費認定者名簿」を、保護者に対しては「認定通知書」又は「否認定通知書」を通知します。

9 就学援助費の支給方法（要綱第10条）

- (1) 就学援助費（学校給食費・医療費・体育実技用具費及び日本スポーツ振興センター共済掛金は除く）は、原則として教育委員会より各保護者の口座へ直接支払うこととします。ただし学用品費は教育委員会から学校長口座へ直接振り込むことができます。また、修学旅行費は未納者分を学校長口座へ振り込みすることが可能です。（実施報告書において報告が必要）。
- (2) 学校給食費は、認定者の委任を受けた石狩市学校給食センター長がその事務処理を行うものとします。
- (3) 医療費は、学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の場合に限り、希望者に医療券を交付します。
- (4) 体育実技用具費は、原則として小学校1・4年生・中学校1年生のときに「スキー用具引換券」を交付します。ただし、体育実技（スキー学習）を実施しない学年にある場合は支給されません。
- (5) 日本スポーツ振興センター共済掛金については、5月1日現在の要保護及び準要保護者に対し援助を行います。（5月2日以降の認定者には支給されません）

就学援助事務年間の流れ

時 期	内 容
1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・市教委より新年度用の「就学援助についてのお知らせ」と「申請書」が各学校に送付される。各学校で児童生徒に配布。(中は1、2年のみ) ・市教委より入学通知書と一緒に「就学援助についてのお知らせ」と「申請書」が小学校新1年生の家庭に配布される。(新中1は小学校にて用紙配布)
2月中旬 2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・校外活動報告書(宿泊を伴うもの・伴わないもの)提出。 ・クラブ活動費報告締切。 ・申請書の提出締切。
3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書取りまとめ。小中学校間で提出状況の確認。(申請漏れがないように) ※印、記載漏れの確認 ※昨年度認定された家庭で今年度申請していない家庭の確認等
4月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品費の給付方法の報告。 ・口座支払依頼書兼請求書を市教委へ提出。学校長口座へ直接払いを希望する場合は、さらに保護者への周知文書と債権者マスタも提出。
5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・市教委より要保護・準要保護認定通知書が届く。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・(小)市教委より「新入学児童生徒学用品費の前倒し支給のご案内」と「申請書」を新入学児童がいる世帯に対して配布。
11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・(小)前倒し支給申請書の提出締切。
12月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・(小)前倒し支給申請書取りまとめ。学校に提出された分を市教委へ提出。(児童名簿添付) ・(新中1)市教委より「新入学児童生徒学用品費の前倒し支給のお知らせ」が対象者に送付。⇒提出等はない
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行実施報告書(実施後1ヶ月以内)提出。 ・異動報告書(認定者が転校する場合)提出。

記 入 例

第10号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇小学校

学校長 〇 〇 〇 〇 印

年度修学旅行実施報告書

下記のとおり修学旅行を実施したので報告します。

記

1. 修学旅行実施年月日

〇〇年 7月 2日から 〇〇年 7月 3日まで 1泊 2日

2. 修学旅行の行き先 小樽市、虻田町、洞爺湖方面

3. 修学旅行付添教職員数及び参加児童生徒数

付添教職員数 5人 参加児童生徒数(a) 48人

4. 修学旅行所要経費

① 児童生徒全員の支出総額(b) 1,008,000円

② 児童生徒1人当たり支出額(a/b) 21,000円

③ 1人当たり支出額の内訳(経費区分ごとに記入すること。)

補助対象経費	ア 交通費	6,505円	キ 添乗員経費	875円
	イ 宿泊費	9,420円	ク しおり代	円
	ウ 見学科	3,350円	ケ 荷物輸送料	円
	エ 記念写真代	円	コ 通信費	円
	オ 医薬品代	円	サ 旅行取扱い料	425円
	カ 旅行傷害保険料	150円		
	補助対象経費合計		20,725円	
	シ その他経費	275円		

5. 修学旅行費の振込先口座

- ① 要保護及び準要保護認定者の修学旅行費は、すでに本校への支払いが完了している者については、支給上限内において補助対象経費を保護者口座へ振込み願います。ただし、支払いが未済の者については、学校長口座へ振込み願います。
- ② 要保護及び準要保護認定者の修学旅行費は、支給対象者全員分の補助対象経費を、支給上限内において学校長口座へ支払い願います。

6. 参加児童生徒名簿（要保護及び準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	クラス	区分	支払い確認	番号	児童生徒氏名	クラス	区分	支払い確認
1	〇〇〇〇	1	要・準	済・未	21			要・準	済・未
2	△△△△	2	要・準	済・未	22			要・準	済・未
3			要・準	済・未	23			要・準	済・未
4			要・準	済・未	24			要・準	済・未
5			要・準	済・未	25			要・準	済・未
6			要・準	済・未	26			要・準	済・未
7			要・準	済・未	27			要・準	済・未
8			要・準	済・未	28			要・準	済・未
9			要・準	済・未	29			要・準	済・未
10			要・準	済・未	30			要・準	済・未
11			要・準	済・未	31			要・準	済・未
12			要・準	済・未	32			要・準	済・未
13			要・準	済・未	33			要・準	済・未
14			要・準	済・未	34			要・準	済・未
15			要・準	済・未	35			要・準	済・未
16			要・準	済・未	36			要・準	済・未
17			要・準	済・未	37			要・準	済・未
18			要・準	済・未	38			要・準	済・未
19			要・準	済・未	39			要・準	済・未
20			要・準	済・未	40			要・準	済・未
	計 2 人					計 人			

欠席～△△ △△

第10号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇中学校

学校長 〇 〇 〇 〇 印

年度修学旅行実施報告書

下記のとおり修学旅行を実施したので報告します。

記

1. 修学旅行実施年月日

〇〇年 4月14日から 〇〇年 4月16日まで 2泊 3日

2. 修学旅行の行き先 大阪市、堺市、京都市、奈良市

3. 修学旅行付添教職員数及び参加児童生徒数

付添教職員数 4人 参加児童生徒数(a) 30人

4. 修学旅行所要経費

① 児童生徒全員の支出総額(b) 1,785,000円

② 児童生徒1人当り支出額(a/b) 59,500円

③ 1人当り支出額の内訳(経費区分ごとに記入すること。)

補助対象経費	ア 交通費	31,337円	キ 添乗員経費	656円
	イ 宿泊費	18,200円	ク しおり代	円
	ウ 見学科	3,900円	ケ 荷物輸送料	1,875円
	エ 記念写真代	円	コ 通信費	円
	オ 医薬品代	円	サ 旅行取扱い料	1,530円
	カ 旅行傷害保険料	280円		
	補助対象経費合計		57,778円	
シ その他経費	1,722円			

5. 修学旅行費の振込先口座

①要保護及び準要保護認定者の修学旅行費は、すでに本校への支払いが完了している者については、支給上限内において補助対象経費を保護者口座へ振込み願います。ただし、支払いが未済の者については、学校長口座へ振込み願います。

②要保護及び準要保護認定者の修学旅行費は、支給対象者全員分の補助対象経費を、支給上限内において学校長口座へ支払い願います。

6. 参加児童生徒名簿（要保護及び準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	クラス	区分	支払い確認	番号	児童生徒氏名	クラス	区分	支払い確認
1	〇〇〇〇	1	要・準	済・未	21			要・準	済・未
2	△△△△	2	要・準	済・未	22			要・準	済・未
3			要・準	済・未	23			要・準	済・未
4			要・準	済・未	24			要・準	済・未
5			要・準	済・未	25			要・準	済・未
6			要・準	済・未	26			要・準	済・未
7			要・準	済・未	27			要・準	済・未
8			要・準	済・未	28			要・準	済・未
9			要・準	済・未	29			要・準	済・未
10			要・準	済・未	30			要・準	済・未
11			要・準	済・未	31			要・準	済・未
12			要・準	済・未	32			要・準	済・未
13			要・準	済・未	33			要・準	済・未
14			要・準	済・未	34			要・準	済・未
15			要・準	済・未	35			要・準	済・未
16			要・準	済・未	36			要・準	済・未
17			要・準	済・未	37			要・準	済・未
18			要・準	済・未	38			要・準	済・未
19			要・準	済・未	39			要・準	済・未
20			要・準	済・未	40			要・準	済・未
	計 2 人					計 人			

欠席 ～△△ △△

第 12 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇小学校

学校長 〇 〇 〇 〇 印

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴うもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学年	実施年月日	校外活動の種類及びその行先		参加児童生徒総数 (a)	左に係る経費の総額 (b)	1人当り平均支出額 (b) / (a)	左の内訳			その他
		種類	行き先				補助対象額			
							交通費	見学料	補助合計	
5	〇. 7. 16 〇. 7. 17	宿泊 学習	当別町 道民の森	45	274,680	6,104	3,000	320	3,320	2,784
合計				45	274,680	6,104	3,000	320	3,320	2,784

2. 参加児童生徒名簿（準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計	番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計
1	〇〇〇〇			3,320 円	31				円
2				円	32				円
3				円	33				円
4				円	34				円
5				円	35				円
6				円	36				円
7				円	37				円
8				円	38				円
9				円	39				円
10				円	40				円
11				円	41				円
12				円	42				円
13				円	43				円
14				円	44				円
15				円	45				円
16				円	46				円
17				円	47				円
18				円	48				円
19				円	49				円
20				円	50				円
21				円	51				円
22				円	52				円
23				円	53				円
24				円	54				円
25				円	55				円
26				円	56				円
27				円	57				円
28				円	58				円
29				円	59				円
30				円	60				円
	計 1 人			3,320 円		計 人			円

欠席～△△ △△

記入例・中学校宿泊学習

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇中学校

学校長 〇 〇 〇 〇 印

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴うもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学年	実施年月日	校外活動の種類及びその行先		参加児童生徒総数 (a)	左に係る経費の総額 (b)	1人当たり平均支出額 (b) / (a)	左の内訳			その他
		種類	行き先				補助対象額			
							交通費	見学料	補助合計	
5	〇. 5. 13 〇. 5. 14	宿泊 学習	旭川市 深川市	12	56,400	4,700	3,062	0	3,062	1,638
合計				12	56,400	4,700	3,062	0	3,062	1,638

2. 参加児童生徒名簿（準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計	番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計
1	〇〇〇〇			3,062 円	31				円
2	〇〇〇〇			3,062 円	32				円
3				円	33				円
4				円	34				円
5				円	35				円
6				円	36				円
7				円	37				円
8				円	38				円
9				円	39				円
10				円	40				円
11				円	41				円
12				円	42				円
13				円	43				円
14				円	44				円
15				円	45				円
16				円	46				円
17				円	47				円
18				円	48				円
19				円	49				円
20				円	50				円
21				円	51				円
22				円	52				円
23				円	53				円
24				円	54				円
25				円	55				円
26				円	56				円
27				円	57				円
28				円	58				円
29				円	59				円
30				円	60				円
	計 2 人			6,124 円		計 人			円

欠席～△△ △△

記入例・中学校宿泊学習（班別活動）

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇中学校

学校長 〇 〇 〇 〇 印

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴うもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学年	実施年月日	校外活動の種類及びその行先		参加児童生徒総数 (a)	左に係る経費の総額 (b)	1人当たり平均支出額 (b) / (a)	左の内訳			その他
		種類	行き先				補助対象額			
							交通費 (バス代のみ)	見学料	補助合計	
2	〇.5.13 〇.5.14	宿泊学習	札幌 青少年 山の家 他	146	876,000	6,000	バス 3,600	50	3,650	2,350
以下 該当者毎内訳（交通費はバス代3,600円+班毎の電車賃）										
2		1組 1班	サッポロビール/ 経専調理製 菓専門学校	6名	40,200	6,700	バス+電車 4,300	50	4,350	2,350
2		1組 2班	札幌ビューティ ー専門学校 /HTB	6名	39,000	6,500	バス+電車 4,100	50	4,150	2,350
2		1組 4班	エスワン動物専 門学校/雪 印	6名	43,620	7,270	バス+電車 4,870	50	4,920	2,350
2		1組 5班	AIR-G/光塩 学園調理製 菓専門学校	6名	40,140	6,690	バス+電車 4,290	50	4,340	2,350
2		1組 6班	札幌リハビリ 専門学校/ 資料館・時 計台	6名	40,140	6,690	バス+電車 4,290	50	4,340	2,350
2		2組 1班	札幌ドーム/ ヘルエポック専 門学校	6名	41,340	6,890	バス+電車 4,490	50	4,540	2,350
2		2組 2班	札幌医療秘 書福祉専門 学校/日糧 製パン	6名	41,280	6,880	バス+電車 4,480	50	4,530	2,350
2		3組 2班	HBC/札幌ビ ューティ専門 学校	6名	37,740	6,290	バス+電車 3,890	50	3,940	2,350

2		3組 4班	札幌トーム/ 札幌ビューティ ー専門学校	6名	40,740	6,790	バス+電車 4,390	50	4,440	2,350
2		3組 5班	札幌ビューティ ー専門学校/ 日糧製パン	6名	38,940	6,490	バス+電車 4,090	50	4,140	2,350
2		4組 2班	札幌ビューティ ー専門学校/ 自衛隊	6名	38,940	6,490	バス+電車 4,090	50	4,140	2,350
2		4組 3班	札幌トーム/ 札幌ビューティ ー専門学校	6名	40,740	6,790	バス+電車 4,390	50	4,440	2,350
2		4組 4班	雪印/スポーツ &メーカール専 門学校	6名	40,260	6,710	バス+電車 4,310	50	4,360	2,350
2		4組 5班	サッポロビール/ 札幌ビジュアル ルーツ専門学 校	6名	40,140	6,690	バス+電車 4,290	50	4,340	2,350
2		4組 6班	経専音楽放 送芸術専門 学校/HTB	あすなろ 手帳有 1名	6,360	6,360	バス+電車 3,960	50	4,010	2,350
合 計						6,000 + 電車賃	3,600 + 電車賃	50		2,350

第 13 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇小学校

学校長 〇 〇 〇 〇 印

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴わないもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学 年	実 施 年月日	校外活動の種類 及びその行先		参加児 童生徒 総数 (a)	左に係 る経費 の総額 (b)	1 人当り 平 均 支 出 額 (b) / (a)	左 の 内 訳			その他
		種類	行き先				補助対象額			
							交通費	見学料	補助合計	
4	〇. 8. 31	社会 見学	開拓 記念館	5 6	134, 540	2, 170	2, 170		2, 170	
合 計				5 6	134, 540	2, 170	2, 170		2, 170	

2. 参加児童生徒名簿（準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計	番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計
1	〇〇 〇〇			2,170 円	31				円
2	〇〇 〇〇			2,170 円	32				円
3				円	33				円
4				円	34				円
5				円	35				円
6				円	36				円
7				円	37				円
8				円	38				円
9				円	39				円
10				円	40				円
11				円	41				円
12				円	42				円
13				円	43				円
14				円	44				円
15				円	45				円
16				円	46				円
17				円	47				円
18				円	48				円
19				円	49				円
20				円	50				円
21				円	51				円
22				円	52				円
23				円	53				円
24				円	54				円
25				円	55				円
26				円	56				円
27				円	57				円
28				円	58				円
29				円	59				円
30				円	60				円
	計 2 人			4,340 円		計 人			円

欠席～△△ △△

第 13 号様式

年 月 日

石狩市教育委員会 様

学校名 石狩市立〇〇中学校

学校長 〇 〇 〇 〇 印

年度校外活動事業報告書（宿泊を伴わないもの）

下記のとおり校外活動を実施したので報告します。

記

1. 校外活動計画の状況

学年	実施年月日	校外活動の種類及びその行先		参加児童生徒総数 (a)	左に係る経費の総額 (b)	1人当たり平均支出額 (b) / (a)	左の内訳			その他
		種類	行き先				補助対象額			
							交通費	見学料	補助合計	
1	〇. 8. 31	校外学習	札幌市	12	26,040	2,170	2,170		2,170	
合計				12	26,040	2,170	2,170		2,170	

2. 参加児童生徒名簿（準要保護児童生徒）

番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計	番号	児童生徒氏名	学年	クラス	補助合計
1	〇〇〇〇			2,170 円	31				円
2	〇〇〇〇			2,170 円	32				円
3				円	33				円
4				円	34				円
5				円	35				円
6				円	36				円
7				円	37				円
8				円	38				円
9				円	39				円
10				円	40				円
11				円	41				円
12				円	42				円
13				円	43				円
14				円	44				円
15				円	45				円
16				円	46				円
17				円	47				円
18				円	48				円
19				円	49				円
20				円	50				円
21				円	51				円
22				円	52				円
23				円	53				円
24				円	54				円
25				円	55				円
26				円	56				円
27				円	57				円
28				円	58				円
29				円	59				円
30				円	60				円
	計 2 人			4,340 円		計 人			円

欠席～△△ △△